

三原市環境基本計画 平成27年度年次報告書

平成28年8月

三 原 市
(生活環境部生活環境課)

目 次

【本編】

計画の推進体制と進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
------------------------------	------

平成27年度の環境基本計画の実施状況

重点的な取組

1 廃棄物対策・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
-------------------------	------

2 地球温暖化防止への取組／省資源・省エネルギー対策・・	P. 6
------------------------------	------

3 環境学習と地域・個人での環境問題への取組推進／ 市民・市民団体・事業者・行政の協働体制の推進・・・・・	P. 8
--	------

4 重点プロジェクトの実施

○平成27年度みはらし環境会議事業概要・・・・・・・・	P. 11
-----------------------------	-------

○環境保全重点プロジェクト目標達成度・・・・・・・・	P. 16
----------------------------	-------

【資料編】

重点的な取組に関する資料

1 廃棄物対策・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
-------------------------	------

2 地球温暖化防止への取組／省資源・省エネルギー対策・・	P. 2
------------------------------	------

3 環境学習と地域・個人での環境問題への取組推進／ 市民・市民団体・事業者・行政の協働体制の推進・・・・・	P. 3
--	------

三原市環境基本計画

第4章 望ましい環境像と環境目標・取組

平成27年度及び過年度指標数値・・・・・・・・	P. 6
-------------------------	------

三原市環境基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 12
---------------------------	-------

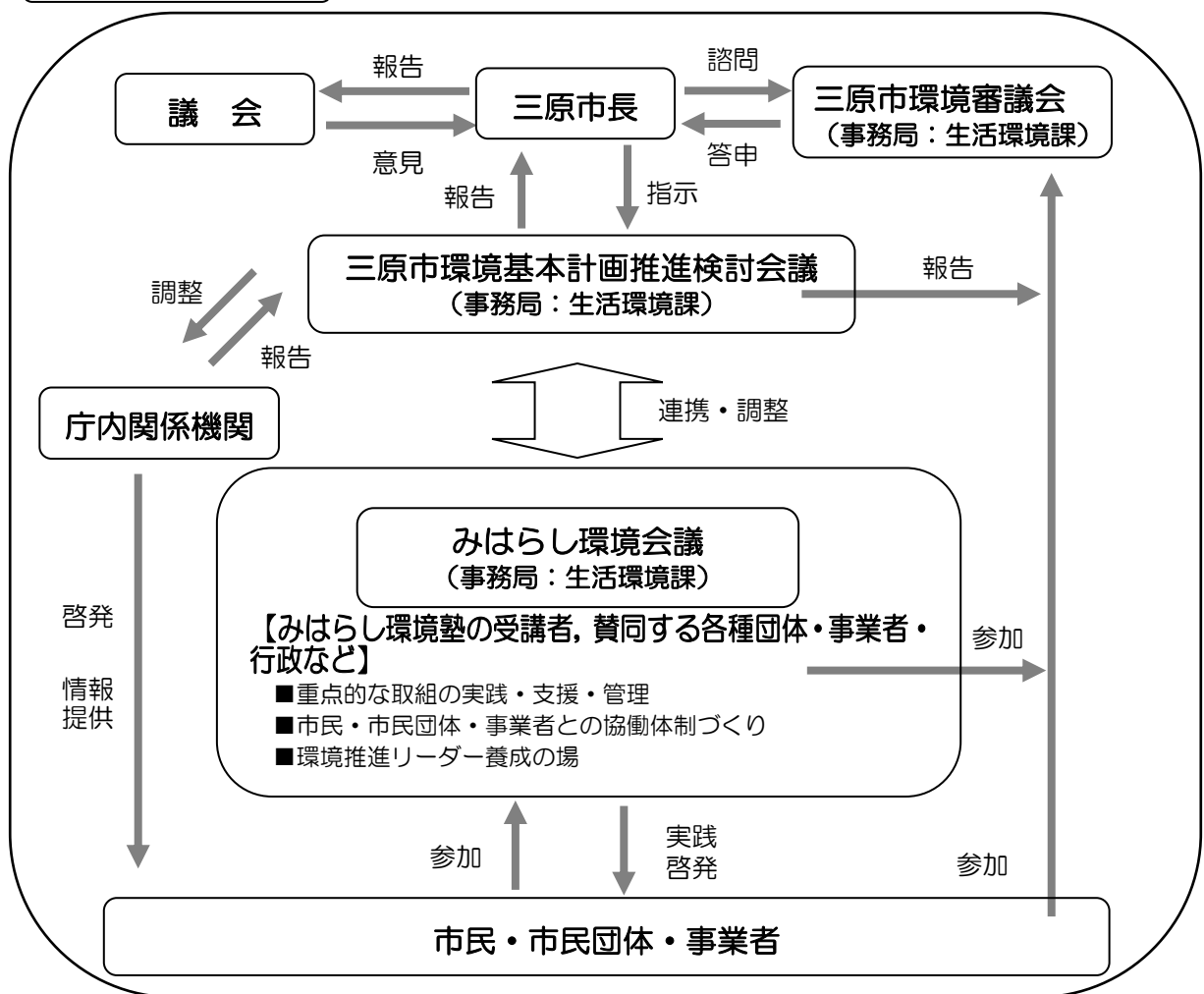
計画の推進体制と進行管理

計画の推進体制

1 各主体の連携

計画を総合的に推進し、望ましい環境像を実現させるためには、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）の各主体が、環境問題の解決のためにお互いの情報や意見を交換することが重要です。このため、各主体の連携のもと、より良い方策を提案しながら適切に効率よく施策を推進できる体制をつくり、計画の推進体制を明らかにします。

2 推進体制図



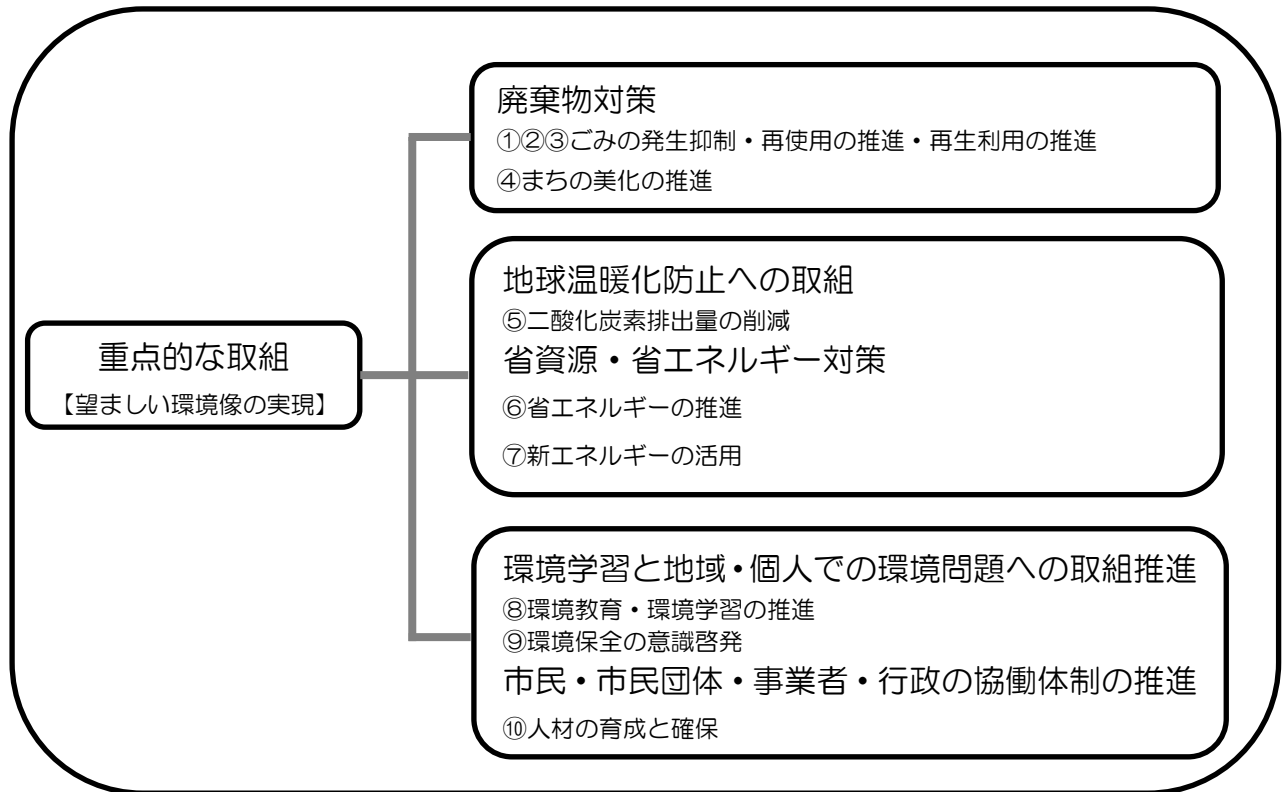
計画の進行管理

PDCAサイクルの利用

PDCAサイクルの考え方は、環境保全の取組を継続的に計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→見直し（Action）の4つのステップで計画の進行を管理する仕組みです。なお、評価については実測データ等を用いて実態を評価し、課題の抽出と見直し点の整理をします。

重点的な取組

三原市環境基本計画では、市民の関心が高く、市民・市民団体・事業者などの各主体が協働で取り組めるものを重点的な取組と設定しています。



1 廃棄物対策

ごみの発生抑制・再使用の推進・再生利用の推進（重点的な取組①②③）

◆関連指標

資料編 1 ページ

指標項目	環境基本計画 掲載値(H18)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	数値目標 (H29) 注①
一般廃棄物 総排出量	41,562 トン/年	33,267 トン/年 家庭系 18,293 事業系 14,974	33,591 トン/年 家庭系 18,550 事業系 15,041	34,027 トン/年 家庭系 18,941 事業系 15,086	32,417 トン/年 家庭系 18,157 事業系 14,260
一般廃棄物 再資源化量	5,505 トン/年	4,327 トン/年	5,645 トン/年	5,612 トン/年	5,891 トン/年
一般廃棄物 再資源化率	13.3 %	12.3 %	15.4 %	15.2 %	16.6 %
一般廃棄物 最終処分量	6,044 トン/年	5,067 トン/年	5,028 トン/年	4,950 トン/年	4,855 トン/年
1人1日 ごみ排出量	1,093 g/人・日	915 g/人・日	931 g/人・日	950 g/人・日	938 g/人・日

注①：数値目標は三原市一般廃棄物処理基本計画（平成 28 年 4 月改定）に基づく。

計画の改定により、実績・数値目標で排出量は集団回収等の市の処理施設以外を除く数値に再資源化量・率は集団回収や民間拠点回収等の市の処理施設以外も含む数値としている。

生ごみ減量対策協力者報償金制度

□コンポスト容器購入補助

市の指定する容器を販売登録店で購入した場合、容器1個につき、購入価格の2分の1以内の額（3,000円限度）を補助します。（1世帯2個まで）

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
個数	131 個	80 個	86 個
補助金額	297,575 円	197,070 円	196,708 円

□電動式生ごみ処理機購入補助

市の指定する販売登録店で電動式生ごみ処理機を購入した場合、処理機1台につき、購入価格の2分の1以内の額（20,000円限度）を補助します。（1世帯1台まで）

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
台数	84 台	80 台	39 台
補助金額	1,680,000 円	1,550,604 円	772,827 円

古紙等資源集団回収事業奨励金制度

新聞や雑誌等の古紙や布類など資源として活かせるものを、町内会や子ども会、PTAなど地域の団体で回収し、回収実績に応じて奨励金を交付。年3回、回収量1kgにつき7円。

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
回収量	1,821,336kg	1,737,767kg	1,637,873kg
奨励金額	9,105,580 円	10,409,990 円	11,462,980 円
登録団体数	253 団体	266 団体	265 団体

ストックヤード回収量

平成24年5月14日、清掃工場敷地内にストックヤード（古紙等を再生利用するため一時的に保管する施設）を開設しました。

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
回収量	143,600kg	147,790kg	149,870kg

出前講座

町内会や自治会などからの要望により、正しいごみの出し方やごみの現状などについての説明を行っています。【環境管理課実施分】

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
箇所	64 箇所	12 箇所	7 箇所
参加人数	2,482 人	655 人	174 人

一般廃棄物の総排出量は、平成25年度は家庭系もやすごみ指定袋制度への協力等により、大きく減少しましたが、平成26・27年度と増加傾向にあります。今後は、家庭系ごみだけでなく、事業系ごみについても生ごみ・古紙類の再資源化について重点的な取組み、減量化と再資源化の推進を図ります。

まちの美化の推進（重点的な取組④）

◆平成23年10月1日 きれいな三原まちづくり条例施行

◆具体的な取組・実績

きれいな三原まちづくり条例の制定（平成23年3月）

条例では、市内全域で、空き缶や吸い殻のポイ捨て、落書き、飼い犬のふんの放置などを禁止しており、また、一部の区域で、歩きながらの喫煙も禁止しています。

1 周知・啓発活動

（1）間口清掃 平成23年10月から月2回

平成27年度 参加延人数 1,967人
ごみ収集量 244kg

（2）巡回パトロール

①パトロール 週1回 環境美化重点区域

②定点調査 月2回 全30箇所 環境美化重点区域
三原15 本郷9 久井3 大和3

※平成25年1月から月2回を週1回に変更。
ただし、30ヶ所を2週に分けて実施。

定点調査によるポイ捨てごみの個数

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
9月	1,074 個	1,170 個	1,121 個
3月	742 個	1,027 個	839 個

（3）啓発看板・のぼり旗の設置

平成27年度設置枚数（箇所数）

看 板 13枚（4箇所）

平成27年度までの累計設置枚数（箇所数）

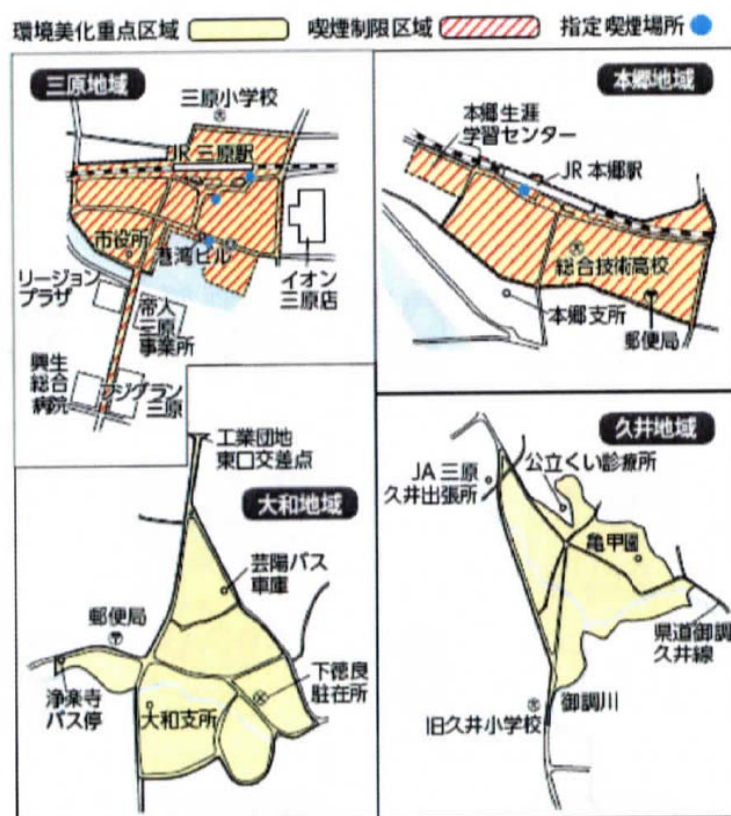
看 板 140枚（71箇所）

平成27年度も、間口清掃や巡回パトロールを行い、条例の周知・啓発に努めました。また、環境写真・絵画コンテストの入賞作品を利用した啓発看板の設置に加え、ポイ捨て禁止や条例啓発用ののぼり旗及びチラシを作成しました。今後は、市民と協働で啓発看板やのぼり旗の設置を行い、また、駅前等でチラシを配布し、空き缶や吸い殻のポイ捨て、落書き、飼い犬のふんの放置などの禁止を定めた条例の周知を図っていきます。

● 条例の主な内容

区域	項目	内 容	場 所	過料などの額
市内全域 (環境美化重点 区域を含む)	禁 止 行 為	○空き缶や吸い殻などのポイ捨て ○落書き ○不法焼却 ○回収容器の不適正な管理	屋外	5万円以下の 過料
		○飼い犬のふんの放置 ○飼い犬の放し飼い	屋外の公共 の場所	
	努 力 義 務	○ごみを持ち帰る、散乱させない ○携帯用灰皿の携帯 ○飼い犬のふんの回収、回収に必要な 物の携帯 ○チラシなどの散乱防止 ○歩行喫煙など迷惑喫煙をしない ○消費者にポイ捨て防止の意識啓発を 行う	屋外の場所	
喫煙制限区域	禁 止 行 為	○設置を許可した灰皿のある場所以外 での喫煙 ※携帯用灰皿を持ての喫煙も禁止で す。	屋外の公共 の場所	2万円以下の 過料

● 区域図



2 地球温暖化防止への取組／省資源・省エネルギー対策

二酸化炭素排出量の削減（重点的な取組⑤）

◆関連指標

指標項目	環境基本計画掲載値 (H17)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
公共施設の二酸化炭素 (CO ₂) 排出量	7,765,524 kg-CO ₂ (基準値用修正値)	6,600,441 kg-CO ₂ ※平成 22 年度比 7.4%削減	6,792,581 kg-CO ₂ ※平成 22 年度比 4.7%削減	6,672,920 kg-CO ₂ ※平成 22 年度比 6.3%削減	6,586,389 kg-CO ₂ ※平成 22 年度比 7.5%削減

※平成 22 年度公共施設の二酸化炭素排出量 7,124,216 kg-CO₂

◆具体的な取組・実績

三原市役所地球温暖化対策実行計画の実施

平成 24 年 3 月に実行計画の見直しを行い、新たな削減目標を設定しました。

計画年度	平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間
削減目標	平成 22 年度比で平成 28 年度 5.0%以上の削減

CO₂削減／ライトダウンキャンペーンの実施

広報みはらにて、夏至の日、七夕の日、冬至の日にライトダウンを呼びかけ、市庁舎などの公共施設も支障のない範囲でライトダウンを実施しました。また、市庁舎及び議会棟において緑のカーテンを設置し、CO₂削減に取り組みました。

地球温暖化対策地域協議会の推進

地球温暖化防止に向けた活動を行う地球温暖化対策地域協議会の推進を図っています。

●三原市内の地球温暖化対策地域協議会

地域協議会名	設立年月日
くい環境会議	平成 21 年 3 月 6 日
かんきょう会議浮城	平成 23 年 3 月 9 日

公共施設の二酸化炭素排出量は、平成 22 年度比で 7.5%削減することができました。今後も、施設の改修、電気使用量の削減や用紙類の使用量削減など、CO₂削減に向けて取り組みを継続していきます。

省エネルギーの推進（重点的な取組⑥）

◆関連指標

指標項目	環境基本計画 掲載値(H18)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
公用車の低公害車 導入台数 (低公害車台数/全台数)	年 16 台 (113/318 台) 導入率 35.5%	8 台 (138/295 台) 導入率 46.8%	3 台 (141/292 台) 導入率 48.2%	10 台 (148/289 台) 導入率 51.2%

*ここでいう低公害車とは、「低燃費及び低排出ガス認定車」としています。

◆具体的な取組・実績

低公害車の購入や使用の推進

- 平成 27 年度は、10 台の低公害車を購入しました。

家庭でできる省エネ対策の推進

- 緑のカーテンの推進

・緑のカーテン作り方講座・コンテストの開催（平成 22 年度から開始）

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
応募作品数	28	20	13

防犯灯のLED化の推進

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
設置灯数 (延べ灯数)	428 (1,281)	413 (1,694)	472 (2,166)

三原市で購入する車両は原則低公害車とし、継続して環境にやさしい車両の普及に努めていきます。また、街路灯や防犯灯をはじめ、新たな施設の建設や改修の際に、LED化に取り組み、省エネルギーの推進を図っています。

新エネルギーの活用（重点的な取組⑦）

◆関連指標

 資料編 2 ページ

指標項目	環境基本計画 掲載値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
公共施設での太陽光 発電システム設置箇 所数（延べ数）	4 力所(H19)	9 力所	9 力所	9 力所
公共施設での風力発 電システム設置箇所 数（延べ数）	2 力所(H19)	2 力所	2 力所	2 力所
住宅用太陽光発電シ ステム設置補助実績 （上段：単年度/下 段：延べ件数）	130 件 (259 件) (H18)	252 件 (1,629 件)	141 件 (1,770 件)	補助制度廃止

指標項目	環境基本計画 掲載値	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
家庭用燃料電池システム(エネファーム) 設置費補助実績	—	—	—	6 件

◆具体的な取組・実績

家庭用燃料電池システム(エネファーム)設置費補助事業

 資料編 2 ページ

市民の環境保全に対する意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、二酸化炭素排出量の削減効果が期待される家庭用燃料電池システム設置者に対し、補助金を交付します。(平成 27 年度新規事業)

補助額は、補助対象経費—経済産業省補助金で上限 100,000 円です。

年 度	平成 27 年度
補助件数	6 件
補助金額	600,000 円
CO2 削減量	7. 8 t

(約 1.5ha の森林が吸収する量に相当)

削減量は 1 基当たり 1.3 t で換算。

出典：(財)新エネルギー財団平成 21 年度大規模実証事業報告会資料より

平成 27 年度は住宅太陽光発電システム設置費補助に替えて、さらなる新エネルギーの活用を図るため、家庭用燃料電池システム(エネファーム)の普及を促進しました。引続き、環境へ与える影響が少ないエネルギーシステムへの補助事業を継続し、周知していきます。

3 環境学習と地域・個人での環境問題への取組推進/市民・市民団体・事業者・行政の協働体制の推進 環境教育・環境学習の推進(重点的な取組⑧)

◆関連指標

 資料編 3～4 ページ

指標項目	環境基本計画 掲載値(H19)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
参加者数 空き缶 等散乱ごみ追放キ ャンペーン	1 回/年 920 人	1 回/年 940 人	1 回/年 660 人	1 回/年 705 人
参加者数 みはら 環境写真・絵画コン テスト	1 回/年 249 人	1 回/年 1,310 人	1 回/年 758 人	1 回/年 732 人
水辺・海辺教室開催 回数(延べ参加者数)	14 回/年	12 回/年 484 人	12 回/年 507 人	14 回/年 540 人
自然観察会開催回 数(延べ参加者数)	2 回/年	4 回/年 96 人	4 回/年 150 人	4 回/年 97 人

◆具体的な取組・実績

体験学習の推進と支援

 資料編 3～4 ページ

- ・空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン（町内会/自治会等：22団体、女性会他：7団体、事業者：3団体、三原市公衆衛生推進協議会）
- ・みはら環境写真・絵画コンテスト（協賛企業／団体数：15団体）

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
写真	9人／21 作品	7人／16 作品	3人／9 作品
絵画	1,301人／1,305 作品	751人／756 作品	729人／735 作品

- ・水辺／海辺教室（市内小学校・一般公募：三原市公衆衛生推進協議会へ委託）
 - ・自然観察会（本郷・久井・大和など4回実施。地域・講師と協働し開催。）
- 【広島商船高等専門学校との協働研究】

実 績	海の環境教室 25人参加（8月19日実施）
	せとうち海上環境&体験航海セミナーみはら 26人参加（10月3日実施）

平成27年度の環境・写真絵画コンテストは、744点の作品応募があり、企業／団体の協賛により、41名に賞を授与することができました。広島商船高等専門学校との協働研究において、小学生を対象に2つのイベントを継続実施しました。今後も、広報・周知の方法を工夫し、若い世代に対する環境学習を積極的に進めていきます。

環境保全の意識啓発（重点的な取組⑨）条例の周知・啓発

◆具体的な取組・実績

出前講座の実施

地球温暖化対策やエコ活動についての出前講座を実施しています。

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
開催回数	3回	3回	4回
参加人数	119人	112人	122人

平成27年度の出前講座は、小学校及び高齢者からの応募があり、幅広い世代に環境学習の場を提供することができました。今後はさらに、開催回数の増加につながるよう、内容のさらなる充実、及び講座の周知・啓発を行います。

◆関連指標

指標項目	環境基本計画 掲載値(H19)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
まちづくり支援 団体数（年度）	21 団体	14 団体	9 団体	8 団体

【まちづくり支援事業】

創造的で魅力的なまちづくりを進めるため、まちづくり活動団体の活動に対して、補助金の交付を行います。

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市民活動団体育成事業	6 団体	4 団体	2 団体
市民提案型協働事業	8 団体	5 団体	6 団体

◆具体的な取組・実績

みはらし環境会議・地域会議の取組推進

みはらし環境会議及び各地域会議は、市民・市民団体・事業者・行政が協働で環境基本計画を推進していくために設立され、計画の重点プロジェクトの実践に向けて取組を展開しています。具体的には、重点的な取組の実施や各地域で実践されている環境保全活動などの情報交換、支援、リーダー養成から幅広い協働体制づくり、環境意識の向上を図っています。

三原市では、平成20年10月に「みはらし環境会議」を設立し、重点プロジェクトの企画・実践のために、三原市を5つの地域に分けて各地域会議と協働して環境活動に取り組んでいます。みはらし環境会議と各地域会議の活動については、次ページ以降に詳しく紹介しています。

また、平成27年度も事業所会員や個人会員から、寄付金や会費などの活動支援をいただきました。今後も活動に賛同していただける、事業所会員や個人会員を増やす取り組みを行い、環境会議の活性化を図っていきます。

4 重点プロジェクトの実施

平成27年度みはらし環境会議事業概要

地域会議と重点プロジェクト

【地域会議】

地 域	名 称	設立日(平成20年)	代表者(敬称略)
三原地域A(沼田川北側地域)	かんきょう会議 浮城	11月17日	栗田 伸治
三原地域B(沼田川南側地域)	水辺環境みなおし隊	11月14日	福田 照登
本郷地域	本郷緑と水を守る会	12月 2日	中分 孝
久井地域	くい環境会議	11月26日	小島 照行
大和地域	大和エコライフを広める会	11月17日	徳井 正法

【地域図】



重点プロジェクト

- ◆かんきょう会議浮城
美しいみどりを活かすまちづくりプロジェクト
- ◆水辺環境みなおし隊
沼田川環境学習の拠点づくりプロジェクト
- ◆本郷緑と水を守る会
人と自然が共生する町づくりプロジェクト
- ◆くい環境会議
四季折々の自然を楽しむ郷づくりプロジェクト
- ◆大和エコライフを広める会
もったいないライフのまちづくりプロジェクト

【みはらし環境会議】

○環境基本計画推進に係る啓発活動・イベント等の開催

成 果	「緑のカーテンコンテスト」を開催し、市民に広く脱温暖化の取組を推進し、家庭でできる節電対策として、緑のカーテンの普及に努めた。				
実施日時	緑のカーテンコンテスト表彰式 平成 27 年 10 月 24 日（土）				
実施場所	ペアシティ三原西館 2 階（生涯学習フェスティバル内）				
入賞者	最優秀賞 1 点 大和小学校 優秀賞 2 点 芸術文化センターポポロ，神田公民館 みはらし環境会議特別賞 3 点 シャープ（株），家入 佳代，原田 政範				
内 容	第 6 回みはら緑のカーテンコンテスト 市全体に緑のカーテンを広めていく取組として、第 6 回みはら緑のカーテンコンテストを実施した。				
	年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	応募作品数	60	28	20	13
	1 0 月 2 4 日，生涯学習フェスティバル内で表彰式を行った。				



緑のカーテンコンテスト表彰式①



緑のカーテンコンテスト表彰式②

○「広島県緑化センター」「広島市森林公園」視察研修

成果	視察研修として、広島市にある「広島県緑化センター」「広島市森林公園 昆虫館」を見学した。 「広島県緑化センター」では、緑のカーテンの育て方や楽しみ方及びボランティアによる里山整備の状況について、また「広島市森林公園 昆虫館」では、展示の見せ方の工夫や環境の変化と虫についての研修を受け、今後の活動・取組において参考になった。また、今回は市広報により一般の参加者も募集し、9名の参加をいただき、みはらし環境会議のPRにもつながった。
実施日時	平成28年1月21日（木）9：30～15：00
実施場所	広島県緑化センター，広島市森林公園 昆虫館（広島市）
参加者	地域会議16名，一般公募9名，県環境保健協会1名 計26名
内 容	「広島県緑化センター」では、緑のカーテン設置について、効果や育て方の基本や道具の紹介などの説明を受けた。効果では、天然クーラーとしてはもちろん、レクリエーションやコミュニケーションのツールとして活用されている事例などの紹介してもらった。また、ボランティアによる里山整備の状況では、緑化センター内での現状の説明を受けた。 「広島市森林公園 昆虫館」では、施設を巡りながら、展示の見せ方の工夫を体験した。その後、動物の歴史や昆虫館で伝える環境教育のテーマについて研修した。子どもたちが様々な生き物と触れ合い、興味を持ってくれるようにという思いで展示をしていると学んだ。



緑のカーテン研修



里山整備の研修



森林公園 昆虫館視察①



森林公園 昆虫館視察②

○地球温暖化防止フォーラムへの参加

成 果	三原市公衆衛生推進協議会主催の第11回～三原発～地球温暖化防止フォーラムへ参加し、みはらし環境会議の活動報告・PRを行った。
実施日時	平成27年12月5日（土） 13:30～16:00
実施場所	本郷生涯学習センター（三原市本郷町）
参加者	市民、公衆衛生推進委員ほか 50名
内 容	三原市公衆衛生推進協議会が、開催場所（三原・本郷・久井・大和の4地域）を変えて、毎年行っている地球温暖化防止フォーラムに参加し、発表を行った。（プログラム） ① 三原市内の活動発表 『人と自然が共生するまちづくり』 発表者：中分 孝さん 本郷緑と水を守る会 代表 ② 講演『排水処理による循環型社会を目指して』 講師：シンバイオス研究所 所長 前田 章宏さん 講演『地域と共に進めるサステナビリティ』 講師：コカ・コーラウエスト株式会社 CSR推進部担当部長 稲川 晶子さん



会場内



発 表

○環境基本計画推進に係る啓発活動・イベント等の開催

成 果	「筆影山クリーンキャンペーン」を実施し、桜の名所である筆影山を PR していくとともに、登山道路周辺にある不法投棄ゴミの実態を知り、市民・市民団体・事業者と共に清掃活動を行うことで、環境美化及び環境意識の高揚が図れた。
実施日時	平成 28 年 3 月 26 日（土） 9：00～12：00
実施場所	和田公民館～筆影山山頂
参加者	三菱重工業㈱，和田町自治会，各地域会議会員，一般市民 計 78 名
内 容	三原市内を代表する桜の名所である筆影山を P R していくとともに、身近にある筆影山に親しみながら、頂上付近からの眺望，見晴らしを体感する。 また、登山道路周辺にある不法投棄ごみの実態を知り、回収可能なごみについては、参加者が回収し、道路下の投棄ごみは、環境管理課で安全に配慮して回収した。 <実績> 78 名参加（市職員含む） 可燃物 30 k g / 不燃物 100 k g，テレビ 1 台



クリーンキャンペーン①



クリーンキャンペーン②



クリーンキャンペーン③



ゴミ回収チーム

環境保全重点プロジェクト目標達成度

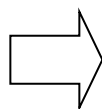
環境保全のための重点プロジェクトは、市民（みはらし環境塾の塾生）が各環境施策を促進させる手段のひとつとしてまとめました。また、プロジェクトの作成にあたっては、それぞれの地域の課題や問題を把握した後に、市民の主体性を尊重し「市民でできる取組」、「5年くらいで成果を上げる」などの要件でテーマを絞り込み、どのような姿にしたいか（環境像）を描いた上で具体的な取組を考えました。また、三原市環境基本計画の成長を見据え、より実現可能なものとさせるために、重点プロジェクトのスケジュールを5年として取り組みました。これらの取組の企画・実践と、地域で行われている環境保全活動についての情報交換などを行い、地域での環境意識の向上を図るため、平成20(2008)年10月29日に「みはらし環境会議」を設立しました。「みはらし環境会議」では、三原市を5つの地域に分けて、各地域実践組織を立ち上げ、さまざまな活動に取り組んでいます。

環境基本計画の策定から5年が経過したことから、各地域会議において、それまでの活動を振り返り、成果と今後の課題について整理し、第2期重点プロジェクトを立ち上げ、スケジュールを5年として取り組んでいます。



評価の基準（平成21年度～23年度）

A	76～100%
B	50～75%
C	1～49%
D	0%



目標達成度の基準（平成24年度～）

5	達成できた
4	ほぼ達成できた
3	半分程度できた
2	あまりできなかった
1	全くできなかった

※重点プロジェクトの実施について、平成24年度で取り組みの開始から5年が経過したことから、各地域会議でこれまでの活動を振り返り、成果と今後の課題について整理しました。今後は、平成25年度からの5年間をスケジュールとした第2期重点プロジェクトを立ち上げ、取り組んでいきます。

各地域会議の重点プロジェクト目標達成度

かんきょう会議浮城

第2期重点プロジェクト（平成25年度～平成29年度）

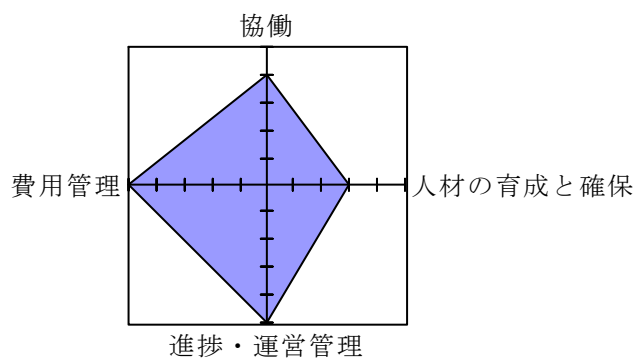
プロジェクト名	美しいみどりを活かすまちづくりプロジェクト
環境像	○地域性を活かした「緑」の取組をしている

1. 第2期重点プロジェクトの達成度（平成27年度）

主体	取組み内容	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
市民	①家庭で鉢や庭の空地に緑を育てる	4	3	4
	②地元の野菜を選んで買う	3	3	4
	③里山の整備，維持活動に参加する	2	2	2
地域	①遊休地を活用する（花・野菜などを植える）	3	3	3
	②里山に親しむ，整備，維持活動の場を増やす	3	3	3
	③環境教育・環境学習を推進する	4	3	3
行政	①休耕地・荒廃農地等の情報を提供し，市民農園・学校林の活用を推進する。	4	2	2
	②行事に関わる人材派遣，里山整備に必要な情報を提供する。	4	2	2

2. 組織の取り組み方

NO.	項目	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
①	協働	4	4	4
②	人材の育成と確保	3	3	3
③	進捗・運営管理	5	5	5
④	費用管理	5	5	5



<かんきょう会議浮城 コメント>

① 活動の振り返りと見つかった課題

- ・地域環境保全功労者賞受賞(環境省)
- ・広島県地球温暖化防止活動推進協議会に加盟し、TEAMとして活動し4年目。(H23.3.9 設立)
- ・市民農園の運営に加え、新規事業として、新たな休耕田を公募した市民とそばづくりで活用した。
- ・設立2年目から「緑のカーテン作り方講座」を毎年開催、苗配布を続けている。
- ・「薬草講座」「廃油石けん作り方講座」を一般向けに開催。放課後児童クラブの子ども達とEMぼかしを使った生ごみ堆肥でそばづくりを行った。
- ・山の整備を毎年開催しているが、今年度もNPO法人フォレストサポートクラブと協働して行ったものの、一般参加者がゼロという状況になった。医王山田屋城跡の看板設置を行った。
- ・省エネ活動促進補助金で省エネ出前講座ができる人材育成のための「第2回省エネマイスター養成講座」を企画、運営(主催はみはらし環境会議)、昨年度の省エネマイスターで2回省エネ出前講座を行った。

② ①を受けて、重点プロジェクト達成度を「1」「2」と評価した場合、その理由とその改善案
また、改善案は団体の自助努力あるいは他からの協働支援などについてのコメントを記述

◆里山の整備、維持活動に参加する「2」

市広報、学校への呼びかけをしても参加者がゼロだった。自助努力により里山整備だけでなく、クラフトづくり等、イベント化をして集客を図る。

◆行政/①休耕地・荒廃農地等の情報を提供し、市民農園・学校林の活用を推進する。

情報提供、活用を推進されていない

◆②行事に関わる人材派遣、里山整備に必要な情報を提供する。

人材派遣、情報提供がない

③ 改善に対する支援策

- ・各地域会議とのコミュニケーションを密にし、地域会議が要望する情報や人材派遣について、調査や情報提供を行う。

3. 第1期重点プロジェクトの達成度(平成21年度～平成24年度実績)

美しいみどりを活かすまちづくりプロジェクト

主体	取組の内容	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
市民	①家庭で鉢や庭の空地に緑を育てる	B	B	B	4
	②地元の野菜を選んで買う	C	B	B	4
	③学校林の整備、維持活動に参加する	D	D	C	2
地域	①三原で作った野菜のPR(クチコミ)を行う	B	B	B	4
	②遊休地を活用する(花・野菜を植える)	A	A	B	4
	③野鳥、植物などの観察会や竹細工教室などを開催する	A	A	C	2
行政	①学校林、遊休地に関する情報の収集と紹介(発信)	C	C	D	4
	②行事に関わる人材派遣などの支援	A	A	B	4

第2期重点プロジェクト（平成25年度～平成29年度）

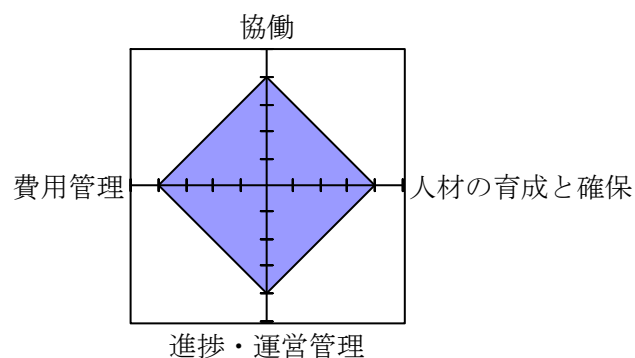
プロジェクト名	沼田川環境学習の拠点づくりプロジェクト
環境像	〇川に入って安心して遊べ，市民に親しまれている

1. 第2期重点プロジェクトの達成度（平成27年度）

主体	取組み内容	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
市民	①沼田川流域で行われるイベントなどに参加する	5	4	4
	②沼田川沿いに花壇を設ける	5	4	3
地域	①沼田川流域の川に親しむためのマップをつくる （生物，遊び）	5	5	4
	②川遊びの達人養成講座を開催する	3	3	3
	③沼田川流域を「まるごと環境館」にする	3	3	3
行政	①駐車場の整備を促進する	3	3	3
	②各取組のPR・支援を行う （写生大会，写真コンテストを含む）	4	4	4

2. 組織の取り組み方

NO.	項目	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
①	協働	5	4	4
②	人材の育成と確保	5	4	4
③	進捗・運営管理	4	4	4
④	費用管理	4	5	4



<水辺環境みなおし隊 コメント>

- ① 活動の振り返りと見つかった課題
- ・環境浄化微生物（えひめ AI）を使用し、「家庭生活排水から水環境を改善しよう」を目標に、出前講座により普及活動に務めた。
 - ・活動地域である沼田西町で採取した落ちない葉を使用して、合格祈願カードを作成、配布し好評を得ている。
 - ・エヒメアヤメ自生地周辺整備活動に、地元町内会と連携しながら活動している。
 - ・ホタルの保護活動を 30 年もの長きにわたり実施している。しかし、近年ホタル数の減少傾向が見られ、絶滅を危惧している。
- ② ①を受けて、重点プロジェクト達成度を「1」「2」と評価した場合、その理由とその改善案また、改善案は団体の自助努力あるいは他からの協働支援などについてのコメントを記述
- ・ホタルの保護活動に対して、自分たちで今までの活動を一から見つめ直す必要があると思う。また、他団体との連携も考えていく必要があると思う。
- ③ 改善に対する支援策
- ・地元企業への情報発信など、地域会議との連携を密にし、積極的に団体の PR を行う。

3. 第 1 期重点プロジェクトの達成度（平成 21 年度～平成 24 年度実績）

沼田川環境学習の拠点づくりプロジェクト

主体	取組の内容	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
市民	①沼田川流域で行われるイベントなどに参加する	C	B	A	5
	②沼田川沿いに花壇を設ける	B	B	A	5
地域	①沼田川流域の川に親しむためのマップをつくる（生物、遊び）	A	A	A	5
	②川遊びの達人養成講座を開催する	C	C	C	3
	③沼田川流域を「まるごと環境館」にする	—	C	C	3
行政	①駐車場の整備を促進する	—	D	D	2
	②各取組の PR・支援を行う （写生大会、写真コンテストを含む）	B	A	B	4

本郷緑と水を守る会

第2期重点プロジェクト（平成25年度～平成29年度）

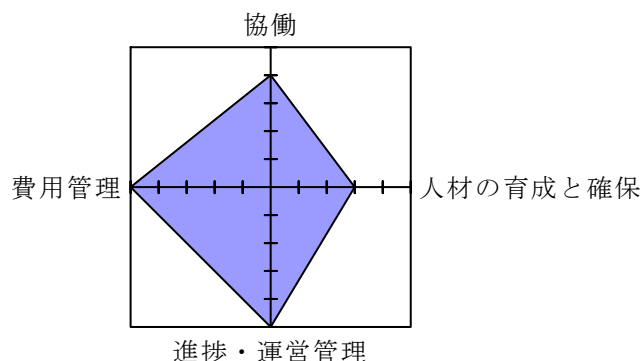
プロジェクト名	人と自然が共生する町づくりプロジェクト
環境像	○身近に親しめる水辺がある ○花と緑があふれているまち ○ごみのないきれいなまち

1. 第2期重点プロジェクトの達成度（平成27年度）

主体	取組み内容	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
市民	①花いっぱい運動を実施する	4	4	4
	②希少生物の保護支援と生息調査に参加する	5	5	5
地域	①中土手の草刈・清掃，ごみ投棄防止呼びかけを実施する	5	5	5
	②中土手利用状況・ニーズを調査し，利用向上を図る	4	4	3
	③水辺の催しを実施する	2	2	2
	④生活排水の水質浄化意識高揚のための啓発活動を実施する	4	4	4
	⑤沼田川支流の水質マップ作りによる啓発活動を実施する	4	4	4
	⑥山の日県民集いの日へ参加し，新高山自然観察登山を実施する	5	5	5
行政	①3R意識の高揚，散乱ごみの追放に向けた啓発に努める	3	4	4

2. 組織の取り組み方

NO.	項目	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
①	協働	4	4	4
②	人材の育成と確保	3	3	3
③	進捗・運営管理	4	5	5
④	費用管理	5	5	5



本郷緑と水を守る会

<本郷緑と水を守る会 コメント>

① 活動の振り返りと見つかった課題

- ・園芸教室が毎回盛況で参加意欲が活発。ただ、開催だけで終わっていて期待する成果が現れない。
- ・オオムラサキ蝶の保護活動は、一昨年立ち上げた「オオムラサキを守る会」も順調に機能し始め住民とのつながりが拡大しつつある。
- ・中土手整備は、年間通して満足できる状態が保たれている。利用しやすくなった分ごみ捨てが多々ある。利用状況のニーズ調査ができていないが現状以上のニーズに答えられる人材が不足している。
- ・水辺の行事は参加者が少なく開催ができない。募集の仕方、企画力の不足。
- ・水質浄化、ごみ捨て防止等の啓発活動は町内回覧で行っているが、新聞の折込み広告と同様で、十分とは思えないところがある。「本郷福祉まつり」で川魚の水槽展示で PR しているが、こちらは一定の反応はあり、継続したい。
- ・散乱ゴミ追放キャンペーンの行政行事に合わせて PR、参加の呼びかけを行っている。筆影山クリーンキャンペーン登山が再開できたことは良かった。しかし、どちらの行事も参加人数が物足りないと思う。

② ①を受けて、重点プロジェクト達成度を「1」「2」と評価した場合、その理由とその改善案

また、改善案は団体の自助努力あるいは他からの協働支援などについてのコメントを記述

- ・水辺の催しが開催できていない。一般には環境保護といえば草刈り作業に結び付けられ、敬遠されることが多い。もっと一般受けされる行事内容にすることも必要かと思う。

③ 改善に対する支援策

- ・現在三原市主催で行っている「親子水辺教室」は本郷町船木を会場として行っている。また地元のあゆまつりとの同時開催をしているので、この行事を市と本郷緑と水を守る会の共催事業として、運営できないか協議する。

3. 第1期重点プロジェクトの達成度（平成21年度～平成24年度実績）

本郷まると森林公園づくりプロジェクト

主体	取組の内容	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
市民	①私道を中心とした花・樹木類の植栽を行う	C	B	A	4
	②休耕田を利用し、花でいっぱいにする（春：レンゲ, 夏：ヒマワリ, 秋：コスモス）	C	C	C	4
地域	①間伐材を利用し、城跡の案内板を設置する	C	C	C	3
	②小早川家・毛利家・吉川家に関する山城サミットを定期的実施する	D	D	D	2
	③歴史・自然の案内ボランティアを育成する	C	B	C	2
	④河川敷や傾斜地を整備し、シバザクラを植える	C	A	A	5
行政	①竹林と松枯れしたマツを伐採する（地域と連携, 森づくり県民税を利用）	C	B	B	2
	②山城サミットを定期的実施する（地域と連携）	D	D	D	2
	③城跡の歴史資料を集めたガイドブックを作る（地域と連携）	B	A	D	2

第2期重点プロジェクト（平成25年度～平成29年度）

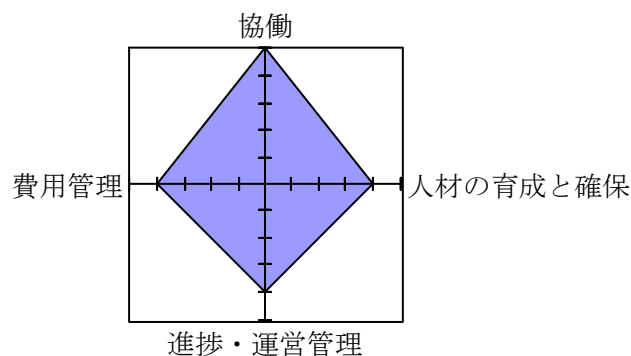
プロジェクト名	四季折々の自然を楽しむ郷づくりプロジェクト
環境像	○川や池が汚れておらずホタルをはじめとする様々な生き物が棲んでいる ○四季の移ろいに住民が関心を持ち、楽しんでいる

1. 第2期重点プロジェクトの達成度（平成27年度）

主体	取組み内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市民	①川にごみを捨てない, 川を汚さないようにする。	4	4	4
	②四季折々の花や山野草に関心を持つ	4	4	3
	③節電・薪ストーブなどを使い環境にやさしい生活を実践する	4	4	4
地域	①久井の玄関口周辺の雑木・雑草を除去する	5	5	5
	②四季折々の行事を通して自然や季節を楽しむ	5	5	4
	③久井の自然環境マップを作成する（野鳥・岩海など）	5	5	5
行政	①各地域の活動に対して, 情報提供を積極的に行う	3	2	3
	②みはらし環境会議のHPを使い積極的に発信する	1	2	3

2. 組織の取り組み方

NO.	項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
①	協働	4	5	5
②	人材の育成と確保	4	4	4
③	進捗・運営管理	4	5	4
④	費用管理	4	4	4



<くい環境会議 コメント>

① 活動の振り返り

- ・地域環境マップシリーズでは 6 年間連続して発刊することができた。発行には約 20 万円の費用が毎年かかったが、教育上たいへん貴重な資料となった。
- ・継続して実施しなくてはならない環境整備作業は団体にとっては大きな負担となっており、新しい取り組みを始めようとする力がない。それが活動内容のマンネリ化にもつながっている。
- ・活動の活性化のために必要なことは、新会員や新役員による新しいアイデアや行動力とそれを裏打ちする活動資金である。

- ② ①を受けて、重点プロジェクト達成度を「1」「2」と評価した場合、その理由とその改善案また改善案は団体の自助努力あるいは他からの協働支援などについてのコメントを記述。

③ 改善に対する支援策

- ・活動の活性化や資金確保につながるような情報を収集し、各地域会議に提供する。

3. 第 1 期重点プロジェクトの達成度（平成 21 年度～平成 24 年度実績）

心安らぐ水辺空間再生プロジェクト

主体	取組の内容	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
市民	①定期的に実施する川の清掃に参加する	B	A	A	5
	②川にごみを捨てない	B	B	A	5
	③川を汚さないための工夫を実践する	B	B	A	5
地域	①久井の玄関口周辺の雑木・雑草を除去する	A	A	A	5
	②川を汚さない方法を考える会を定期的に開催する	C	B	B	4
	③久井の水辺マップを作成する（水生生物、ごみなど）	A	A	B	5
	④小学校の近くに親水空間やビオトープをつくる	—	C	D	1
行政	①農業従事者を巻き込んだ環境学習会を開く	A	A	B	1
	②各取組の P R ・支援を行う	A	A	B	4

大和エコライフを広める会

第2期重点プロジェクト（平成25年度～平成29年度）

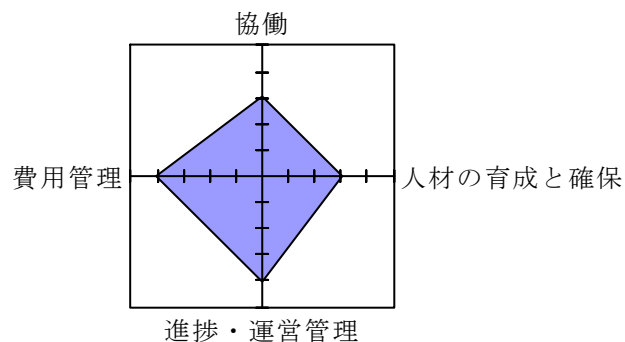
プロジェクト名	もったいないライフのまちづくりプロジェクト
環境像	○ホタルが舞い，川に魚がたくさん棲んでいる ○使えるものはリサイクル，リフォームできている ○まちぐるみで節電ができている

1. 第2期重点プロジェクトの達成度（平成27年度）

主体	取組み内容	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
市民	①無駄な待機電力を控える	5	4	4
	②エコクッキングの拡大を図る	5	5	5
	③ごみの分別を徹底する	3	5	4
地域	①地域内で行われる水辺教室に積極的に参加する	4	4	4
	②地域ぐるみでホタルの保護増殖に取り組む	3	4	4
	③合併浄化槽の普及に努める	4	4	4
	④自然観察会を場所を変えながら実施する	5	5	5
行政	①「もったいない」につながる研修会・学習会を開催する	4	4	4
	②各取組のPRを行う	3	3	4

2. 組織の取り組み方

NO.	項目	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
①	協働	4	4	3
②	人材の育成と確保	3	3	3
③	進捗・運営管理	4	4	4
④	費用管理	4	4	4



<大和エコライフを広める会 コメント>

① 活動の振り返りと見つかった課題

- ・鍋帽子の普及に努めています。毎年、調理法及び製作の講習会を実施しています。
 - ・ピートモスやE/M菌を使った生ごみの処理方法を勉強し、河川の浄化に努めています。
 - ・ホタルの育成に努めています。町内各地でホタルの乱舞する姿が見られるようになりました。
 - ・今年で6回目を迎える自然観察会では、芦田川源流付近を観察し、15名の参加がありました。今後も続けていき、里山の現状を見て環境改善に努力したいと思います。
 - ・グリーンカーテンの設置について、本年度も地元の小学生との植え付けに取り組んでいます。
- 課題としては、やはり会員の増員が難しいということです。すでに高齢化が進み、それぞれの地域において活動されているため、新たな会への参加が困難な状況になっています。

② ①を受けて、重点プロジェクト達成度を「1」「2」と評価した場合、その理由とその改善案
また、改善案は団体の自助努力あるいは他からの協働支援などについてのコメントを記述

大和元気まつりなど、町内のイベントや会合で、会員の増加のためのPRを根気よく続けていきたいと考えています。今後は、自助努力により会員不足やマンネリ化を防ぐためにも、町民や企業の加入促進を図り、今後の取り組みを拡大・発展させていきたいと考えています。行政には、企業との連携を図るときに、バックアップをしていただきたいと思います。

③ 改善に対する支援策

地域会議と連携を取り合って、企業との連携やその他の活動支援を行う。

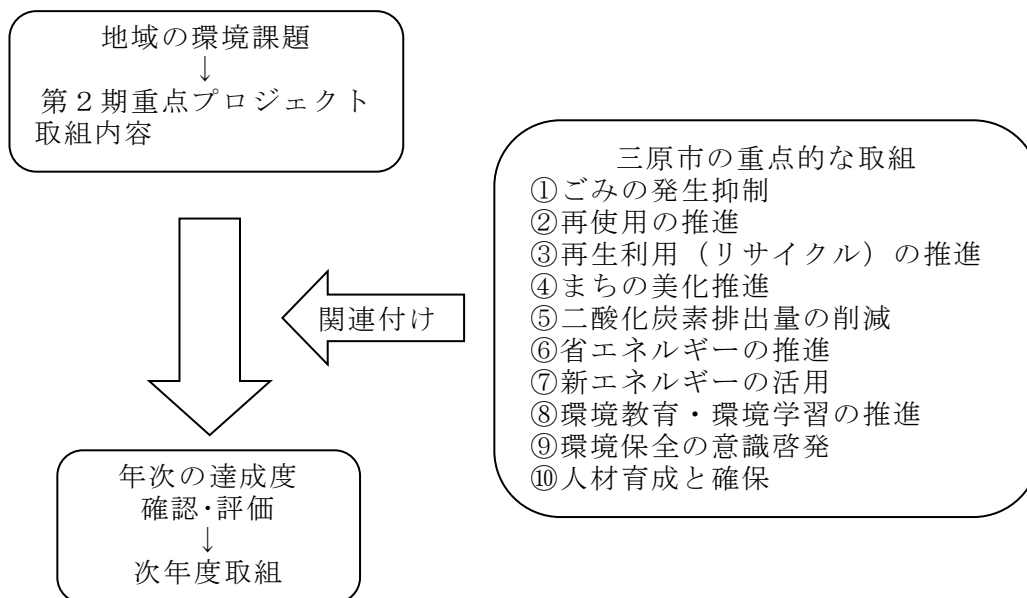
3. 第1期重点プロジェクトの達成度（平成21年度～平成24年度実績）

もったいないライフのまちづくりプロジェクト

主体	取組の内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
市民	①買い物には買い物袋（マイバッグ）を持参する	A	A	A	5
	②無駄な待機電力を抑える	B	B	B	3
	③ごみの分別を徹底する	A	A	A	5
	④各種会合では、マイカップ・マイ箸を持参する	B	B	B	4
地域	①マイバッグ・マイ箸袋の作成教室を行う	A	A	A	5
	②手作りの雨水タンクを普及させる	A	A	B	3
	③“達人ネットワーク”をつくり、壊れたものを直す仕組みをつくる	C	C	C	1
	④環境家計簿の記帳を推進する	A	A	B	2
	⑤遊休品バザーを開催する	B	B	B	3
行政	①太陽光発電設備の設置を促進する	A	A	A	4
	②「もったいない」につながる研修会・学習会を開催する	A	A	A	2
	③各取組のPRを行う	A	A	A	3

みはらし環境会議及び各地域会議の今後の取組

今後の取組としては、それぞれの地域における課題を見直しつつ、三原市の重点的な取組と関連付けて整理し、年次取組の達成度を確認・評価していきながら、次年度の取組に繋げていく継続的な活動が重要となります。



また、組織を維持・強化していくため、地域会議の活動をさまざまな団体との協働、人材の育成と確保、事業の進捗・運営管理、費用管理といった観点から振り返り、改善し、それを市が支援していくことが重要であると考えています。

（資料）みはらし環境会議及び地域会議別会員数

（注）平成 26, 27 年度は年度末の会員数

		設立時	平成 26 年度	平成 27 年度	事業所会員
各地域会議	かんきょう会議浮城	11	49	20	
	水辺環境みなおし隊	11	12	12	広島ガス(株)備後工場
	本郷緑と水を守る会	15	17	17	(有)砂田建設 (有)津田建設 沼田建設(株)
	くい環境会議	25	110	110	
	大和エコライフを広める会	7	14	14	
	みはらし環境会議				三菱重工業(株)
	合 計	69	202	173	5

※みはらし環境会議の会員数は、各地域会議の会員数に含まれる。

三原市環境基本計画 平成27年度年次報告書

資料編

重点的な取組に関する資料

- 1 廃棄物対策
- 2 地球温暖化防止への取組／省資源・省エネルギー対策
- 3 環境学習と地域・個人での環境問題への取組／
市民・市民団体・事業者・行政の協働体制の推進

三原市環境基本計画

- 第4章 望ましい環境像と環境目標・取組
平成27年度及び過年度指標数値

三原市環境基本条例

1 廃棄物対策

1 ごみ排出量の推移

(単位:t/年)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
家庭系	もやすごみ	19,174	17,487	17,088	16,638	14,586	14,979
	もやさないごみ	1,706	1,702	1,642	1,659	1,672	1,671
	資源化ごみ	2,004	1,905	1,880	1,957	1,752	1,703
	大型ごみ	223	317	300	329	283	308
	小計	23,107	21,411	20,910	20,583	18,293	18,941
事業系	もやすごみ	15,062	15,660	15,008	14,536	14,341	14,408
	もやさないごみ	344	367	306	308	334	288
	資源化ごみ	358	347	408	304	299	345
	小計	15,764	16,374	15,722	15,148	14,974	15,086
家庭系+事業系		38,871	37,785	36,632	35,731	33,267	34,027
集団回収		2,278	2,185	1,959	1,862	1,822	1,738
ストックヤード(家庭系もやすごみの内数)		—	—	—	125	144	148
総ごみ排出量		41,149	39,970	38,591	37,593	35,089	35,665

2 ごみ排出抑制の将来推計

(単位:t/年)

区 分		実績	計 画		
		H26	H28	H29	H33
実績に基づく推計	家庭系	18,550	18,542	18,583	18,698
	事業系	15,041	15,042	15,042	15,042
	合計	33,591	33,584	33,625	33,740
排出抑制	家庭系		285	426	967
	事業系		518	782	1,803
	合計		803	1,208	2,770
将来推計	家庭系	18,550	18,257	18,157	17,731
	事業系	15,041	14,524	14,260	13,239
	合計	33,591	32,781	32,417	30,970

※H.28.4改定の三原市一般廃棄物処理基本計画による。

3 1人1日ごみ排出量 * 家庭系事業系の排出量を当該年度の10月1日時点の人口と365日で割った値。

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
g/人・日	1,045	1,025	1,001	973	915	931	950
人口	101,879	101,003	100,217	100,564	99,630	98,879	98,103

4 再資源化率

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
%	11.8	11.7	11.7	11.8	12.3	15.4	15.2

5 生ごみ減量対策協力者報奨金制度関係

□コンポスト容器に対する補助実績

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
基 数(個)	80	85	87	142	131	80	86
補助金額(円)	208,963	214,376	185,873	309,709	297,575	197,070	196,708

□電動式生ごみ処理機に対する補助実績

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
基 数(台)	122	101	50	83	84	80	39
補助金額(円)	2,423,378	2,020,000	1,000,000	1,660,000	1,680,000	1,550,604	772,827

6 古紙等資源集団回収事業奨励金制度関係

□年度別実績

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
回収量(トン)	2,278	2,185	1,960	1,863	1,822	1,738	1,638
奨励金(千円)	11,388	10,925	9,809	9,331	9,106	10,410	11,463

□登録団体数

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
団体数	249	250	250	248	253	266	265

□古紙等資源集団回収量

(単位:t/年)

項 目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
新聞	1,430	1,363	1,190	1,122	1,074	1,023	963
雑誌	567	526	455	419	388	366	339
段ボール	191	209	231	236	270	263	246
ビール瓶	1	1	1	1	1	1	0
アルミ缶	41	39	38	36	36	36	37
古布	48	47	45	49	52	49	53
合計	2,278	2,185	1,960	1,863	1,821	1,738	1,638

□ストックヤード回収量

(単位:t/年)

項 目	H24	H25	H26	H27
新聞	34	41	38	36
雑誌	52	49	52	55
雑がみ			3	3
段ボール	19	26	24	21
古布	20	28	31	35
合計	125	144	148	150

2 地球温暖化防止への取組／省資源・省エネルギー対策

1 公共施設の太陽光発電システム設置状況及び平成27年度発電実績

設置場所	発電出力	設置時期	発電量(kWh)／年	発電量(kWh)／月
西野浄水場	100 kW	H16.3	31,682	3,157
第五中学校	10 kW	H19.3	12,419	1,035
三原市芸術文化センター	10 kW	H20.2	12,889	1,074
第一中学校	10 kW	H21.1	13,140	1,095
西小学校	10 kW	H23.7	13,371	1,114
道の駅	10 kW	H24.3	11,000 注①	917 注①
久井小学校	10 kW	H25.3	4,568	381
汚泥再生処理センター	50 kW	H25.5	59,509	4,959
南小学校	10 kW	H26.3	13,163	1,097

注① 道の駅の発電量は集計端末がないため推定値。

□システム設置前後における使用電力量の比較【第五中学校・第一中学校・西小学校・久井小学校・南小学校】

設置場所	設置時期	使用電力量(kWh)／月					
		設置前年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
第五中学校	H19.3	12,665	12,692	13,198	13,170	13,314	13,209
第一中学校	H21.1	6,916	6,805	6,575	6,773	6,445	6,393
西小学校	H23.7	9,884	11,122	8,325	7,154	7,197	7,251
久井小学校	H25.3	—	—	—	14,338	14,352	16,188
南小学校	H26.3	—	—	—	—	14,721	12,667

※久井中を含む

* 使用電力量は、月平均値を記載しています。

* 太陽光発電により、1～2割程度の電力量をまかなっている計算となります。

2 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業実績

年度	補助件数(件)	補助金額(千円)	合計設置出力(kW)	平均設置出力(kW)
21	215	32,344	824.96	3.84
22	244	46,246	1013.03	4.15
23	227	48,012	1002.6	4.42
24	293	37,752	1390.64	4.75
25	252	33,064	1266.56	5.03
26	141	11,280	749.91	5.32
27	補助制度廃止			

3 家庭用燃料電池システム(エネファーム)設置費補助事業実績

年度	補助件数(件)	補助金額(千円)	CO2削減量(t)
27	6	600	7.8

※削減量は1基当たり1.3tで換算

3 環境学習と地域・個人での環境問題への取組推進／市民・市民団体・事業者・行政の協働体制の推進

1 環境写真・絵画・ビデオコンテスト

市民参加により、地域の財産を発見することによって、自然保護、環境保全の意識を高めることを目的としています。

年度	応募数(点)			賞(点)		
	写真部門	絵画部門	ビデオ部門	特選	入選	特別賞
21	53	453	5	4	12	29
22	48	866	4	4	12	27
23	13	824	0	4	12	30
24	21	788	—	4	12	32
25	21	1305	—	4	12	32
26	16	756	—	4	12	33
27	9	735	—	4	8	29

協賛企業・団体名(計15)			
イオンリテール(株) イオン三原店	お多福醸造(株) 大和工場	コカ・コーラウエストプロ ダクツ(株)本郷工場	中国労働金庫 三原支店
帝人(株) 三原事業所	(株)広島リサイクル センター	(株)フジ フジグラン三原	三菱重工業(株) 三原製作所
(一社)三原観光協会	みはらし環境会議	三原市公衆衛生 推進協議会	三原商工会議所
(株)三原スーパー	三原テレビ放送(株)	三原農業協同組合	

2 水辺・海辺教室

年度	実施回数	実施内容	延べ参加人数
21	16	水辺教室(14小学校) 親子水辺教室(本郷町沼田川) 親子海辺教室(幸崎町)	491
22	21	水辺教室(17小学校) 海辺教室(3小学校) 親子水辺教室(本郷町沼田川) 親子海辺教室(幸崎町)	506
23	15	水辺教室(11小学校) 海辺教室(2小学校) 親子水辺教室(本郷町沼田川) 親子海辺教室(幸崎町)	346
24	18	水辺教室(15小学校) 海辺教室(2小学校) 親子水辺教室(本郷町沼田川) 親子海辺教室(幸崎町)	762
25	12	水辺教室(8小学校) 海辺教室(2小学校) 親子水辺教室(本郷町沼田川) 親子海辺教室(幸崎久和喜)	484
26	12	水辺教室(9小学校) 海辺教室(2小学校) 親子水辺教室(雨天のため中止) 親子海辺教室(幸崎久和喜)	507
27	14	水辺教室(10小学校) 海辺教室(2小学校) 親子水辺教室(本郷町沼田川) 親子海辺教室(幸崎久和喜)	540

3 自然観察会

— 重点的な取組に関する資料 —

年度	実施場所	実施日
21	佐木島	4月4日
	梨和(本郷町)	11月28日
	桜山・三原城跡	10月24・25日
	深町	11月29日
	沼田川	12月19日
22	佐木島	4月10日
	梨和(本郷町)	4月24日
	三原城跡	10月24日
	小泉・白滝山	11月6日
	大和(白竜湖)	11月13日
	須波・幸崎	11月13日
	中之町後山	11月28日
	小佐木島	3月25日
23	佐木島	4月2日
	中之町	7月7日
	本郷町本郷	11月13日
	八幡町	11月27日
	小佐木島	3月27日
24	佐木島	4月7日
	白滝山	4月20日
	本郷	11月3日
	白竜湖	11月18日
	深町	11月18日
	小佐木島	3月13日
25	棲真寺	11月12日
	深町	11月16日
	本郷町本郷	3月22日
	小佐木島	3月26日
26	久井町	6月16日
	中之町	7月5日
	大和町	3月7日
	小佐木島	3月30日
27	深町	4月19日
	久井町	11月14日
	大和町	11月22日
	本郷町	11月22日

4 まちづくり支援団体数

市民活動団体育成事業

団体名	活動内容
もみじの郷	【事業名】高坂町の活性化と観光促進を図る ・仏通寺と周辺の自然資源の掘り起こし・活用により、観光客、訪問者を増やすことで町の活性化を図るため、仏通寺周辺の河川、山林の整備、投棄ごみの回収、清掃活動を行う。
しまのわ文庫実行委員会	【事業名】しまのわ文庫小冊子発行 ・三原に興味を持って訪れる人を増やし、まちの賑わい創出を目的として、三原の「人・まち・もの」についてストーリーを綴りながら紹介する地域紹介本を製作・発行する。

団体名	活動内容
本郷・小中学生を支える会	事業名：子どもたちを犯罪から守る「子ども見守り活動」の推進 本郷地域の小・中学校区域の児童・生徒の健全育成を目的として、下校時の青パト車による防犯パトロール活動を行う。
駅前広場盛り上げ隊	事業名：STRIDERによる青少年健全育成と三原市の活性化を図る事業 子どもの健全育成を目的にSTRIDERレース大会を開催する。 また、駅前広場で大会を実施し、市内以外からの参加者へ三原をPRすることで、駅前を活性化させる。
ほんごう子ども図書館	事業名：みんなで平和を考えよう！～被爆ピアノコンサート～ 各団体と協働しながら平和のことを考え、地域の本郷町原爆被害者友の会や音楽関係グループなどの連携を密にとり、三原で安心して子育てができるようになり、地域とのコミュニケーションを図ることを目的として、平和のおはなし会、被爆ピアノコンサートと講演会を開催する。
まほろばくろたに	事業名：伝統産業「手もみ製茶事業」の復活と環境保全によるホタルの里づくり 黒谷地域の伝統産業「手もみによる製茶」を復活させるため、茶樹園の整備育成と茶摘、製茶作業の体験交流会を行う。 また、黒谷川の環境整備を行い、黒谷ホタルマップの作成とホタルを見る会を開催する。
さぎ100実行委員会	事業名：さぎ島100キロウォーク 他県他市の方に佐木島や島の住民の魅力を感じてもらい、観光で訪れてもらうため、佐木島で100km歩くウォーキング大会を開催する。
特定非営利活動法人 森のおさるさん	事業名：小早川家ゆかりの梨羽城跡周辺整備 訪問客の増加を図るため、梨羽城跡の登山道の草刈り・雑木の伐採と登山道の道程標識や案内版等を設置する。

三原市環境基本計画 第4章 望ましい環境像と環境目標・取組

平成27年度指標数値

* 報告値内の2/2(例)とは、環境基準達成箇所数/調査箇所数を表しています

体系分類	重点	NO	指標項目	環境基本計画掲載(H18)	H25報告値	H26報告値	H27報告値	数値目標		該当ページ
								数値	根拠計画等	
自然環境 自然と共生するまちづくり		1	農用地面積	4,675 ha(H17)	4752.8 ha	4741.1 ha	4726.6 ha			119
		2	山林面積	31,369 ha	31,580 ha	31,332 ha	31,332 ha			119
		3	耕作放棄地面積	438 ha(H17)	835 ha	835 ha	926 ha		2015農業センサス	119
		4	緑の募金総額	272 万円	252 万円	248 万円	240 万円			119
		5	森林ボランティア団体の数	3 団体(H19)	6 団体	8 団体	8 団体			119
		6	緑の少年団の数	4 団体(H19)	7 団体	7 団体	6 団体			119
		7	市民農園	三原市直営 2カ所(36区画) (H19)	三原市直営3カ所 (65区画)	三原市直営3カ所 (65区画)	三原市直営3カ所 (65区画)			119
				三原農業協同組合 1カ所(54区画) (H19)	三原農業協同組合 1カ所【54区画(内 3区画は利用不可)】	三原農業協同組合 1カ所【54区画(内 3区画は利用不可)】	三原農業協同組合 1カ所(51区画)			119
		8	干潟面積(5ha以上)	16 ha(3カ所) (H12)	16 ha(3カ所)	16 ha(3カ所)	16 ha(3カ所)			121
		9	希少生物の確認数 陸域植物	69 種(H16)						123
		10	陸域動物	80 種(H16)						123
		11	海域動物	3 種(H13)						123
生活環境 生活に潤いのあるまちづくり		12	有害鳥獣捕獲頭数(イノシシ)	-	-	1,244頭	1,006頭	1,180頭	三原市鳥獣被害防止計画	-
		13	環境基準達成率	2/2	1/1	1/1	1/1			126
		14	二酸化硫黄	3/3	2/2	2/2	2/2			126
		15	二酸化窒素	3/3	2/2	2/2	2/2			126
		16	浮遊粒子状物質	3/3	2/2	2/2	2/2			126
		17	光化学オキシダント	0/2	0/1	0/1	0/1			126
		18	一酸化炭素	1/1	1/1	1/1	1/1			126
		19	有害大気汚染物質	1/1	1/1	1/1	1/1			126
		20	公害苦情件数 大気汚染	0 件	0 件	0 件	0 件			126
		21	野外焼却	29 件	36 件	30 件	16 件			126
		22	測定地点数 一般局・自排局	2	1	1	1			126
		23	二酸化硫黄	3	2	2	2			126
		24	二酸化窒素	3	2	2	2			126
		25	浮遊粒子状物質	3	2	2	2			126
		26	光化学オキシダント	2	1	1	1			126
		27	一酸化炭素	1	1	1	1			126
		28	有害大気汚染物質	1	1	1	1			126

体系 分類	重点	NO	指標項目	環境基本計画 掲載(H18)	H25報告値	H26報告値	H27報告値	数値目標		該当 ページ
								数値	根拠計画等	
生活環境 く生活に潤いのあるまちづくり		27	測定地点数 その他 二酸化硫黄	12	12	12	12			126
		28	二酸化窒素	2	13	13	13			126
		29	浮遊粒子状物質	2	-	-	-			126
		30	光化学オキシダント	-	-	-	-			126
		31	一酸化炭素	-	-	-	-			126
		32	有害大気汚染物質	-	-	-	-			126
		33	環境基準達成率 河川 健康項目	3/3	2/2	2/2	3/3			129
		34	pH	10/10	8/10	9/10	9/10			129
		35	BOD	10/10	8/10	10/10	10/10			129
		36	COD	-	-	-	-			129
		37	SS	10/10	10/10	10/10	10/10			129
		38	DO	10/10	9/10	10/10	6/10			129
		39	大腸菌群数	1/10	0/9	0/9	0/9			129
		40	n-ヘキサン抽出物質	-	-	-	-			129
		41	全窒素	-	-	-	-			129
		42	全リン	-	-	-	-			129
		43	環境基準達成率 海域 健康項目	1/1	1/1	1/1	1/1			129
		44	pH	3/3	3/3	3/3	3/3			129
		45	BOD	-	-	-	-			129
		46	COD	5/5	3/4	3/4	4/4			129
		47	SS	-	-	-	-			129
		48	DO	0/3	0/3	0/3	0/3			129
		49	大腸菌群数	3/3	3/3	3/3	3/3			129
		50	n-ヘキサン抽出物質	3/3	3/3	3/3	3/3			129
		51	全窒素	3/3	3/3	3/3	3/3			129
		52	全リン	3/3	3/3	0/3	3/3			129
		53	環境基準達成率 地下水 健康項目	4/4	1/1	1/1	2/2			129
		54	pH	-	-	-	-			129
		55	BOD	-	-	-	-			129
		56	COD	-	-	-	-			129
		57	SS	-	-	-	-			129
		58	DO	-	-	-	-			129
		59	大腸菌群数	-	-	-	-			129
		60	n-ヘキサン抽出物質	-	-	-	-			129
		61	全窒素	-	-	-	-			129
		62	全リン	-	-	-	-			129

体系 分類	重点	NO	指標項目	環境基本計画 掲載(H18)	H25報告値	H26報告値	H27報告値	数値目標		該当 ページ
								数値	根拠計画等	
生活環境 生活に潤いのあるまちづくり		63	公害苦情件数 水質汚濁	10 件	7 件	4 件	3			129
		64	測定地点数 河川 健康項目	3	3	3	28			129
		65	pH	21	27	28	28			129
		66	BOD	24	27	28	28			129
		67	COD	24	27	28	28			129
		68	SS	21	27	28	28			129
		69	DO	21	27	28	28			129
		70	大腸菌群数	21	27	28	28			129
		71	n-ヘキサン抽出物質	—	—	—	—			129
		72	全窒素	8	23	24	23			129
		73	全リン	8	23	24	23			129
		74	測定地点数 海域 健康項目	1	1	1	1			129
		75	pH	3	3	3	3			129
		76	BOD	—	—	—	—			129
		77	COD	5	4	4	4			129
		78	SS	—	—	—	—			129
		79	DO	3	3	3	3			129
		80	大腸菌群数	3	3	3	3			129
		81	n-ヘキサン抽出物質	3	3	3	3			129
		82	全窒素	3	3	3	3			129
		83	全リン	3	3	3	3			129
		84	測定地点数 地下水 健康項目	4	1	1	1			129
		85	pH	—	—	—	—			129
		86	BOD	—	—	—	—			129
		87	COD	—	—	—	—			129
		88	SS	—	—	—	—			129
		89	DO	—	—	—	—			129
		90	大腸菌群数	—	—	—	—			129
		91	n-ヘキサン抽出物質	—	—	—	—			129
		92	全窒素	—	—	—	—			129
		93	全リン	—	—	—	—			129
		94	環境基準達成率 環境騒音 一般地域	15/17	19/23	21/23	20/23			131
		95	道路に面する地域	54/62	58/62	55/62	57/62			131
		96	航空機騒音 短期	10/10	10/10	10/10	10/10			131
		97	常時	2/2	2/2	2/2	2/2			131
		98	道路交通騒音 昼間	7/9	4/4	0/1	2/2			131
		99	夜間	4/9	4/4	0/1	2/2			131
		100	新幹線鉄道騒音	5/7	4/4	3/4	3/4			131

体系 分類	重点	NO	指標項目	環境基本計画 掲載(H18)	H25報告値	H26報告値	H27報告値	数値目標		該当 ページ
								数値	根拠計画等	
生活環境 生活に潤いのあるまちづくり		101	公害苦情件数 騒音	13 件	5 件	9 件	2 件			131
		102	振動	0 件	1 件	0 件	1 件			131
		103	測定地点数 環境騒音 一般地域	17	23	23	23			131
		104	道路に面する地域	62	62	62	62			131
		105	航空機騒音 短期	10	10	10	10			131
		106	常時	2	2	2	2			131
		107	道路交通騒音 昼間	9	4	1	2			131
		108	夜間	9	4	1	2			131
		109	新幹線鉄道騒音	7	4	4	4			131
		110	ダイオキシン類環境基準達成率 大気	1/1	1/1	1/1	1/1			133
		111	水質・底質	2/2	—	—	1/1			133
		112	土壌	1/1(H17)	—	—	1/1			133
		113	公害苦情件数 悪臭	17 件	1 件	1 件	3 件			133
		114	土壌汚染	0 件	0 件	0 件	0 件			133
		115	野外焼却	29 件	36 件	30 件	16 件			133
	○	116	一般廃棄物総排出量	41,562 トン/年	33,267 トン/年	33,591 トン/年	34,027 トン/年	32,417トン(H29) 30,970トン(H33) 注①	三原市一般廃棄物処理基本計画	138
	○	117	一般廃棄物再資源化量	5,505 トン/年	4,327 トン/年	5,645 トン/年	5,612 トン/年	5,891トン(H29) 6,912トン(H33) 注①	三原市一般廃棄物処理基本計画	138
	○	118	一般廃棄物再資源化率	13.3%	12.3%	15.4%	15.2%	16.6%(H29) 20.1%(H33) 注①	三原市一般廃棄物処理基本計画	138
	○	119	一般廃棄物最終処分量	6,044 トン/年	5,067 トン/年	5,028 トン/年	4,950 トン/年	4,855トン(H29) 4,713トン(H33) 注①	三原市一般廃棄物処理基本計画	138
	○	120	1人1日ごみ排出量	1,093 g/人・日	915 g/人・日	931 g/人・日	950 g/人・日	938g/人・日(H29) 931g/人・日(H33) 注①	三原市一般廃棄物処理基本計画	138
	○	121	ポイ捨てごみ定点調査集計		1,457個(H23.9) 1,102個(H24.3) 1,074個(H25.9) 742個(H26.3)	1,170個(H26.9) 1,027個(H27.3)	1,121個(H27.9) 839個(H28.3)	可能な限り減少		138
		122	分別収集品目	4種6分別(H19)	4種8分別	4種8分別	4種8分別		三原市一般廃棄物処理基本計画	138
		123	グリーン購入方針目標達成率	97.9 %	99.3 %	99.6 %	97.3 %			138
		124	家電4品目不法投棄台数	166 台	73 台	31 台	47 台			138
		125	公害苦情件数 不法投棄	43 件	58 件	35 件	38 件			138
		126	野外焼却	29 件	36 件	30 件	16 件			138

注①：平成28年4月改定の三原市一般廃棄物処理基本計画の目標値に基づく

体系 分類	重点	NO	指標項目	環境基本計画 掲載(H18)	H25報告値	H26報告値	H27報告値	数値目標		該当 ページ
								数値	根拠計画等	
快適環境 と 快適で安全なまちづくり		127	文化財指定件数	国指定20件, 県指定58件, 市指定186件(H19)	国23件, 県59件, 市197件 (H26. 4. 1)	国23件, 県59件, 市201件 (H27. 4. 1)	国23件, 県59件, 市204件 (H28. 4. 1)			141
		128	電線類地中化整備延長	542 m (マリンロード周辺)			542 m (マリンロード周辺)			141
		129	景観条例への取組	「三原市大和まち づくり景観条例」 (H16)	「三原市大和まち づくり景観条例」	「三原市大和まち づくり景観条例」	「三原市大和まち づくり景観条例」			141
		130	1人当たりの都市公園面積	5.17 m ² (H19)	5.47 m ²	5.50 m ²	5.56 m ²	10 m ² /人	都市公園法施行 令	143
		131	児童遊園数	97 カ所(H19)	97 カ所	97 カ所	98 カ所			143
		132	鉄道路線数	3 路線(H19)	3 路線	3 路線	3 路線			145
		133	船便航路数	6 航路(H19)	6 航路	6 航路	6 航路			145
		134	バス路線数	23 路線(H19)	18 路線	18 路線	18 路線			145
		135	交通事故発生件数	715 件(H19)	450 件	421 件	388 件			145
		136	交通事故死亡者数	9 人(H19)	3 人	6 人	10 人	5.5人 (H27)	第9次交通安全 計画	145
		137	給水普及率 三原・本郷地域	98.6 %	98.4 %	98.4 %	98.4 %	99.0 % (H28)	三原市水道事業 後期基本計画	147
		138	久井地域	6.0 %	6.7 %	6.6 %	6.4 %	8.1 % (H28)	三原市水道事業 後期基本計画	147
		139	大和地域	17.6 %	33.9 %	34.4 %	34.7 %	49.5 % (H28)	三原市水道事業 後期基本計画	147
		140	下水道処理人口普及率 (公共下水道人口普及率)	26.0 %	39.6 %	41.2 %	43.7 %	38.1 % (H24) 43.0 % (H29)	三原市公共下水 道事業基本計画	147
		141	公共下水道世帯水洗化率		77.7 %	77.5 %	85.7 %	80%維持		—
		142	生活排水処理率	45.5 %	70.0 %	71.9 %	75.0 %	62.4 % (H24) 76.3 % (H29)		147
		143	浄化槽処理人口		27,561 人	27,784 人	27,915 人			—
		144	農業集落排水処理人口		1,200 人	1,171 人	1,237 人			—
		145	漁業集落排水処理人口		433 人	433 人	433 人			—
		146	福祉関連公共施設の 身障者トイレの設置割合	7/9 施設(H19)	7/9 施設	7/9 施設	7/9 施設			148
		147	福祉関連公共施設の スロープの設置割合	9/9 施設(H19)	9/9 施設	9/9 施設	9/9 施設			148
		148	バリアフリー法認定建築物数	12 件(H19)	13 件	13 件	13 件			148
		149	災害件数	0 カ所	家屋被害 1カ所, 土木被害14カ所, 農地被害 0カ所	家屋被害 10カ所, 土木被害 2カ所, 農地被害 1カ所	河川被害 1カ所			150
		150	避難場所	137 カ所(H19)	186カ所 (避難所130, 避難場所56)	187カ所 (避難所128, 避難場所59)	183カ所 (避難所126, 避難場所57)			150
		151	犯罪認知件数	1,138 件	730 件	616 件	612 件			150

体系分類	重点	NO	指標項目	環境基本計画掲載(H18)	H25報告値	H26報告値	H27報告値	数値目標		該当ページ
								数値	根拠計画等	
地球環境 地球にやさしいまちづくり	○	152	公共施設の二酸化炭素(CO ₂)排出量 注②	7,765,524 kg-CO ₂ (修正後)(H17)	6,792,581 kg-CO ₂ (H22年度比4.7%削減)	6,672,920 kg-CO ₂ (H22年度比6.3%削減)	6,586,389 kg-CO ₂ (H22年度比7.5%削減)	6,768,004 kg-CO ₂ 平成22年度比5.0%削減(H28)	三原市役所地球温暖化対策実行計画	153
	○	153	公用車の低公害車導入台数(年度導入台数/導入率)	16台(113/318導入率35.5%)	8台(138/295導入率46.8%)	3台(141/292導入率48.2%)	10台(148/289導入率51.2%)	平成24年度末(2032年)導入率:可能な限り増加		157
	○	154	公共施設での太陽光発電システム設置箇所数(延べ)	4カ所(H19)	9カ所	9カ所	9カ所	平成29年度末可能な限り設置		157
	○	155	公共施設での風力発電システム設置箇所数(延べ)	2カ所(H19)	2カ所	2カ所	2カ所	平成29年度末可能な限り設置		157
	○	156	住宅用太陽光発電システム設置補助実績(年度実績/延べ件数)	131件(259件)	252件(1,629件)	141件(1,770件)	補助制度廃止			157
	○	157	家庭用燃料電池システム(エネファーム)設置補助件数 注③				6件	平成31年度末延べ850件 ※平成27年度導入	三原市長期総合計画	157
		158	防犯灯のLED設置灯数(年度実績/延べ件数、割合)		428灯(1,281棟、15.2%)	413灯(1,694棟、19.8%)	472灯(2,166棟、25.1%)			
		159	エコファーマー認定数	4件(H19)	44件	42件	45件			157
		160	白竜湖特別栽培農産物認証実績戸数	31戸	2戸	2戸	0戸			157
		161	白竜湖特別栽培農産物認証実績栽培面積	5.6ha	0.7ha	0.7ha	0ha			157
環境保全活動 とともに参画するまちづくり	○	162	空き缶等散乱ごみ追放キャンペーン	1回/年 920人(H19)	1回/年 940人	1回/年 660人	1回/年 705人	1回/年 940人(H29)		161
	○	163	みはら環境写真・絵画コンテスト(開催回数/参加者数)	1回/年 249人(H19)	1回/年 1,326人	1回/年 756人	1回/年 732人	1回/年 820人(H29)		161
	○	164	水辺・海辺教室開催回数(延べ参加者数)	14回/年(H19)	12回/年 484人	12回/年 507人	14回/年 540人	12回/年 510人(H29)		161
	○	165	自然観察会開催回数(延べ参加者数)	2回/年(H19)	4回/年 96人	4回/年 150人	4回/年 97人	5回/年 110人(H29)		161
	○	166	出前講座開催回数(延べ参加者数)		3回/年 119人	3回/年 112人	4回/年 122人	4回/年 130人(H29)		161
		167	環境保全活動を行う市民団体の数	48団体(H17)	186団体	186団体	186団体		資源集団回収登録団体	164
	○	168	まちづくり支援団体数	21団体(H19)	14団体	9団体	8団体			164
		169	ISO14001取得企業数	11社(H19)	16社	18社	17社			164
		170	エコアクション21取得企業数	0社(H19)	6社	7社	6社			164
		171	公共施設周辺の間口清掃頻度	1回/月(H19)	2回/月	2回/月	2回/月			164

注②：平成24年3月策定の三原市役所地球温暖化対策実行計画の目標値に基づく

注③：平成27年3月策定の三原市長期総合計画に基づく

三原市環境基本条例

平成18年3月29日

条例第11号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条―第21条）

第3章 環境審議会（第22条）

第4章 雑則（第23条）

附則

わたしたちの三原市は、広島県中央東部に位置し、瀬戸内海国立公園や県立自然公園、天然記念物の景勝地や湖沼、河川、丘陵等の多様な自然に恵まれ、陸と海と空の交通の要衝のまちとして発展を続けてきた。

近年、わたしたちは日常生活や事業活動において、物質的な豊かさや便利さを追求するあまり、大量の資源やエネルギーを消費し、環境への負荷を著しく増大させている。

自然の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人類の活動は、自然の生態系に著しい影響を与えるだけでなく、地球の温暖化やオゾン層の破壊などの地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、健康で文化的な生活を営むことは、現在及び将来の市民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは、わたしたちの責務である。

わたしたちは、環境が有限なものであることを深く認識し、市、市民、市民団体及び事業者が相互に協力しあい、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に取り組んでいかなければならない。

ここに、わたしたちは環境の保全及び創造に努めることにより、自然と共生する快適で安全なまちを実現し、将来の世代に継承することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに三原市（以下「市」という。）、市民及び事業者の協働のもとに、それぞれが果たすべき役割を明らかにするとともに、市民団体の自主的な活動を尊重し、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの
- (2) 環境の保全及び創造 環境を良好な状態で残しておくこと、維持していくこと及び失われた本来あるべき良好な環境の回復、再生及び代償措置
- (3) 市民団体 主として市民により非営利の目的で組織された、ボランティア団体、自治会等、環

境の保全及び創造に関する活動を行う団体

- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の生存基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、市の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、率先して環境への負荷の低減に努めるものとする。

3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組みを必要とする施策においては、国、広島県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、良好な環境を維持し向上させるには、市民一人ひとりの行動が深くかかわっていることを認識し、その日常生活の中で環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 市民は、前項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するように努めるものとする。

2 事業者は、基本理念に基づき、資源、エネルギー等の有効的利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル等を推進することにより、環境への負荷を低減するように努めるものとする。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画の策定)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する基本構想

(2) 環境の保全及び創造に関する施策に係る基本的な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、市民団体及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ第22条に規定する三原市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

- 2 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況並びに環境基本計画に基づく環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするための年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価への対応)

第10条 市は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び広島県環境影響評価に関する条例(平成10年広島県条例第21号)の規定に基づき、県知事から環境の保全の見地から意見を求められた場合には、環境基本計画との整合性に配慮しなければならない。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずることができる。

- 2 市は、前項に定めるもののほか、人の健康又は生活環境に関する環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

- 3 市は、前2項の措置を講ずるときは、必要な個別の条例を別に定めなければならない。

(財政上の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第13条 市は、環境の保全及び創造のために公共的施設の整備その他の事業を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の充実を図り、市民、市民団体及び事業者の環境に対する理解と認識が深められるよう努めるとともに、環境保全活動を行う意欲の増進に努めるものとする。

(市民、市民団体及び事業者の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、市民団体及び事業者が自発的に行う環境美化・緑化活動、再生資源回収活動、地球温暖化防止活動等の環境保全活動が促進されるよう必要な支援の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、市民団体が自発的に取り組む活動の果たす役割が大きいことから、その自主的な活動を尊重し、市民団体の活動が推進されるよう情報提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供及び活動の協働)

第17条 市は、市民、市民団体及び事業者に対して環境の状況、環境の保全及び創造に関する情報

を適切に提供するとともに、それらの自主的な活動が促進され相互に補完し、協働しあえるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施し、環境の状況を把握するため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(監視、測定等)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、その状況を把握するとともに、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(一時滞在者の協力)

第20条 旅行者、通過者等本市に一時的に滞在する者は、基本理念に基づき、環境への負荷の低減その他良好な環境の保全に努めるとともに、市が行う環境の保全及び創造に関する施策並びに市民、市民団体及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

(地球環境の保全の推進)

第21条 市は、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するために、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 市は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、三原市環境審議会(以下「環境審議会」という。)を置く。

2 環境審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 年次報告書に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本事項

3 環境審議会は、前項に定める事項について、市長に意見を述べることができる。

4 環境審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は環境問題に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。